

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（事業変更許可に伴う変更等（第二種廃棄物埋設施設））（3）」

2. 日時：令和3年8月11日（水） 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、森口管理官補佐、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、大塚安全審査専門職、清水係員

核燃料施設等監視部門

百瀬主任監視指導官、吉澤監視指導官

日本原燃株式会社 近江 理事 埋設事業部長 他13名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門

放射線管理グループ マネジャー

中国電力株式会社 電源事業本部 放射線安全グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

## 参考

- ・ 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年7月15日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/WAS/190000107.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000107.html)
- ・ 令和3年8月5日  
「日本原燃（株）廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	録音開始しました。どうそれではとらえまた日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは例は3年7月15日に申請のあった等、保安規定変更認可申請について8月5日の指定していただいた資料をもとに、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:23	タマザキ規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:27	本町会議室から
0:00:29	大塚、マツダとシミズと核燃料施設等監視部門からモモセ、ヨシザワ、あと等、WEBから
0:00:40	コサク
0:00:42	スゴウ
0:00:45	以下になりますと、まずは日本原燃の方から本日の出席者の紹介をお願いします。
0:00:53	はい、日本原燃埋設のグループの積算になりますが、特に日本原燃の埋設事業部からオウミ、ヤマヂフルタ、オオイシキムラシミズ、コザワマルハマナカ、ヨシダマエダ
0:01:12	で、その次に再処理事業部からハヤミ濃縮事業部からデマチ、あと東京支社側からの参加でクマガイ取り上げ、その次が東北電力さんのほうも電力の岩崎。
0:01:28	関西電力花バター中国電力に何四国電力の布田元になります以上です。
0:01:36	ありがとうございます。それでは双方開く5日に提出いただいた資料をもとにヒアリングを進めていきますと、こっから菅生さんの方で進行よろしく願いいたします。
0:01:49	原子力規制庁の十河です。では早速8月5日に資料をいただいて、我々確認してますので、ちょっと気づいた点等ですね確認していきたいと思いますが、ちょっと時間の都合で等核燃料監視部門の
0:02:07	モモセさん立入の方法に関するWACですかね。ちょっとそちらの方からちょっと進めたいと思いますので、江藤モモセさんちょっとコメント等ですね、本委員会できますでしょうか。
0:02:27	どうぞ。
0:02:30	裁判のコメントさせていただいて、
0:02:34	まずですね、計量の充填固化体とかセメント破砕物の方の資料をいただきまして、確認できました。特にコメントなってるんですけども、その他の別表2の別紙2の方などについて、それぞれのコメントを四つだけ手をさせて

0:02:52	ただ内容的なものではないです。ちょっと事実関係の確認も一つなので、途中で質問をさせていただきながら話そうと思います。
0:03:03	1 点目ですけど、まず 31 分の 15 ページ法案規定の新旧でしょうか。こちら開いていただけますでしょうか。
0:03:14	31 分の 15 ページというのは、センター均一固化体のほうの別表の
0:03:22	真ん中辺の部分になります。
0:03:25	この前回コメントの仕方が悪かったのかもしれないんですけど、(6)で、セメント固化体におけるセメント系充填剤の収着性確保分配係数とタイトルをつけていただきました。
0:03:40	後ろの 1 ページ後の 16 ページを見ていただくとセメント系充填剤の収着性となっていて、セメント固化剤におけるというのがちょっと括弧ア別表 2 のほうでは、
0:03:55	余分にとりかかっているということになります。
0:03:59	これをどう考えるかなんですけども、核と別表 2 の(3)一軸圧縮強度というのを見ていただくと、セメントを用いて放射性物質を固形化する場合というのが、ここで使うべき構文として挙げられています。
0:04:17	従って、私の普通の感覚で言うと、(6)のタイトルからのセメント固化体におけるを削除することで、後ろの別表 2-2 と完全に整合させ、(3)の頭にあるセメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、
0:04:37	というのを応答(6)一な環境の中の一か所に受けると。
0:04:43	整合に至るのではないかと考えるんですが、どうもありませんでしょうか。
0:04:53	日本原燃のコザワでございます。ご指摘の点は作って、理解いたしました。日機起こつご指示をご指摘のあった通り、資料のほう急性本規定のほうは記載のほうは修正したいと思います。
0:05:10	以上です。
0:05:11	核燃料監視部門モモセです。その次に続きなんですけど今朝国家その別表 2 の(6)の中のほうの、もともと書いてある 1 ポチ固形化の方法(1)固型化材料 2003 シミズセメントの値というのがあります。
0:05:31	後ろのほうの別表 2-2 と比較するとこれは先ほど海田追記したものと若干の熟成があるんですけど、記載があったほうがええと対応関係が明らかになるので、若干消してもいいかもしれないとは思ってますが、仮に残すとして、
0:05:50	残すとした場合、ここで質問なんですけれども、浅部(1)固型化材料の委員に限定をかけたほうがいいのか、意味限定をかけないほうがいいのか、(1)固型化材料ではいいではセメント固化体の話があって、

0:06:08	2点はアスファルト固化体を書いてあって、3ではプラスチック固化体の話になってます。Pに限定をかけておけば、漏斗はアスファルト固化体にほんの少しセメントがまじった場合とか、変な話を
0:06:23	余計な議論をする必要がなくなりますし、許可申請書においてはアスファルト固化体は吸着率0で計算してるはずですから、通す口とハをはじく権利を原燃さんは持つてると思うんです。
0:06:38	従って委員に限定をかけるべきかと思ってるんですけども、そこまで私の理解で合ってますでしょうか。
0:06:48	日本原燃のコザワでございます。ご指摘の通りセメント固化体Eに限るという話ですので、異議検定したいというふうに思います。以上です。はい。
0:07:00	規制庁核燃料監視モモセです(1)固型化材がいいとかその他(1)固型化材料中のイと書くのかちょっと作文の方はお任せしますが、正しく書いて
0:07:14	そうすると、表の中で一貫した書式で書いてもらえればと思っておりますが、例えば中の一体改革でしょうかね。はい。それが一つです。それから
0:07:26	ちょっと後ろのほうのページに行きまして、
0:07:31	31分の25ページをお開きください。
0:07:36	31分の25ページ以降の話で前回のところでSCALEのファクターは設定済みであるか平均放射能濃度は設定されていないというようなところの文章直しをしていただきました。
0:07:51	いろいろ、そのあと私も精査したんですが、多分これ書いてあるのは、後ろのほうのA31分の26以降で平均放射能濃度は設定されていないと書いてあるのは、その表で言ってるもの、つまり
0:08:07	当トリチウムであるとかBWRのカーボンポッティングであるとか演奏とかに関して、その当該の表で書いてあるものについて、平均放射能濃度は設定されていないというふうに統一的に書かれてるんだと。
0:08:24	思いまして今回の案は見てとれましたと。たばこを31分の25の別表2は、これ何の評価と言うと、PWRの一部のプラントにおけるカーボンコーティングのスケーリングファクターを、
0:08:40	どっちの数字を使うんですかという適用時期を決めてる表になってますと、別表2の一番下に書いてあるのが、当該廃棄体は発生していたもともと書いてあったのよと、スケーリングファクターは設定済みであるが、
0:08:58	平均放射能濃度は設定されていないとあります。
0:09:02	この意味はどうなんだろうとちょっと考えたんですが、多分ですけど、スケーリングファクターは設定済みであるが、平均放射能濃度も設定されてないため、

	カーボンポートピアPWRプラントのカーボンポットティングのスケーリングファクターの
0:09:18	適用時期も定まっていないと。
0:09:21	ということなのかなというふうに思いました作文をちゃんとやるのであれば、スケーリング発表設定済みであるが、また当該廃棄体は発生しているが、カーボンホスティングSFの適用時期は設定していないみたいな、その真ん中の平均放射能濃度は要らない話になるかと思うんですが、
0:09:41	ちょっとこの辺、事実関係を教えてください。
0:09:44	事実関係説明ください。
0:09:58	日本原燃埋設のマルでございます。今御さんの御指摘いただいた通りではもうこの別表2についてはもうサポート機能の判定時期になっておりますのでこの言葉の米印なんですけれども、別表2から別表4までは一番米印同じ注釈にして、
0:10:18	でも言われた通りべくについては平均濃度の設定されていないため年度設定できないというような意味でございます。ただ表現は書いたほうがいいのか、その方がいいのかということなら見ましたけども、
0:10:32	ここは米印については同じ表現にちょっと統一しておりました。
0:10:37	以上です。はい。はい核燃料監視モモセです。状況はわかりましたと後ろの表は平均放射能濃度ん評定農道詰めていないというのははい、普通だと思うんですけど、前の適用時期の表で適用時期の表にかかわらず平成2、放射能濃度は設定されていないと書いたところで、
0:10:57	じゃあえっとスケーリングファクタの適用時期は決まってるんですかってのが余計な質問として残ったうえ説明が足りていないということになるんで、別表2のほうは作文としてはイメージ的には塀当該廃棄体を発生しているか、
0:11:15	&C14に対するスケーリングファクターの適用時期は設定されていないになるのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。
0:11:29	日本原燃埋設のマルです。今言われた通りのこと通りです。ですねこの平均もちょうとあのが設定されていないためにも適用時期が設定されていないと株ちよつとくだいんで、今ちよつと言われたような御趣旨で修文のほうしたいと思います。以上です。
0:11:47	承知しました核燃料監視モモセです承知しましたです。最後ちょっと応答修文にこれもなると思うんですが、別表2とか、別表3とかその他万ですけど、今まで当該廃棄体に発生っていうのを横棒にしてきて、

0:12:05	今回新たに当該廃棄体は発生しているか云々というふうを書くようにしていただいています。ちょっと前回も審査間違ったかなとも若干思ったんですが、当該廃棄体に発生。
0:12:21	ほか当該廃棄体の発生っていうのは何をトリガーにこれしてますでしょうか。あくまで受け入れ基準だからという前提もあるんですが、いずれ見たときに、多分誤解されやすいのがまた廃棄体が発電所で植物的に発生していること発生というのか。
0:12:39	原燃さんの受け入れの意思があって初めて入り当該廃棄体が発生というのか、なんかオオイシ関係でおそらく後者だと思われるのですが、まず事実としてはどうでしょうか。
0:12:57	日本原燃の松丸です。オウミ発生の意味は相当マエダ発電所においてその当該のセメント固化体ですからのアスファルト固化体っていうものが作られていないっていうのは横棒になります。
0:13:10	はいわかりましたが、核燃料監視モモセです。状況はわかりました。じゃあ未発生は全く作られていないとあれですね、当該廃棄体話し合い廃棄体は発生していった、
0:13:26	受け入れる意思がないものは、米印になるっていうことで職種受け入れる意思を原燃さんが示していないものは米印になるということでしょうか。
0:13:39	日本原燃埋設のマルです。米印は基本的には受け入れるっていうか、この米印のところにあったり再埋まってしまうと、受け入れることが可能という趣旨でございますので受けるしかないというものではございません。
0:14:04	なるほど。
0:14:06	ううんました。わかりました。じゃあするっていう
0:14:11	はい。
0:14:13	はい、わかりましたそしたら四つ目は特にないで大丈夫です。はい。私からは以上です。
0:14:22	規制庁コサクです。ちょっと関連なんですけど、
0:14:27	変更前からこの切っ地裁なので、
0:14:30	どこまで言うのかっていうのはあるんですけど設定されていないっていう表現は何なんですか、誰が設定するものですかね。
0:14:40	そうです。
0:14:47	日本原燃の森でございます。設定されていないというのは確かにちょっと言葉ある一定すけど、基本的にはこれはもう過去の過去のSCALEにファクターなり平均をちゃんと表追加しましたので、我々のほうでデータは電力さんから科学的にも電力さんからデータをもらうんですけども。

0:15:06	電力さんか元データを我々のほうでは精査して美容師となったら今度は今後保安規定のほうでこうやったような追記して審査いただくというような流れになってござい案的に考えてございます。もうちょっと設定されていないというよう設定していないの方が正確
0:15:24	もし得ません。以上です。
0:15:27	はい、規制庁捕捉率相持ってまして、舌状とすると事業者の発生状況での分析をした結果、どういう廃棄体になりうるかということ整理をして、それを踏まえ原燃が受入基準を作り、
0:15:43	その基準に従った廃棄体を今度また電力が作っていくという流れだと思っていて、
0:15:51	というところからすると最終的に設定するのは、原燃であるはずだと。
0:15:57	ということなので、特にここで規定するということだと思うので、図書の意味では設定していないの効果が適切かなと思いました。
0:16:07	私の理解でいい流れとしてはよろしいですよ。
0:16:13	日本原燃埋設のマルでございます。テーマの1桁というような内容でやってございます。
0:16:19	はい、規制庁不足ですそちらのこの部分適正化をするということもあるので、もう文末もそういうことがわかるようにしておきいただければと思います。よろしくお願いします。
0:16:31	日本原燃のマルです承知いたしました。
0:16:35	核燃料監視モモセですすいませんちょっとやっぱり1点確認させていただきたいのがございました。
0:16:42	まさにね、先ほどのマルさんの説明も踏まえてなんですが、横棒が発電所に形も物体として存在しないもので個目というのが、当発電所に形としてあって、
0:16:58	数字が決まれば受け入れられるものというふうになるということは、発電所でラインができるとかできないとかかくとして、廃棄体が発生してるかどうかで横棒を米にする保安規定変更認可が随時発生する書き方になっているというふうに読めるんですけど。
0:17:18	事実でしょうかそれは、
0:17:24	日本原燃のマルでございます。今これ米印降っているのは比較的古い時代に作られた廃棄体でございます、今後新たにできるものについてはそういう米印っていうの9と岩盤を長く1階に数字を来横棒のものに
0:17:41	規制庁入れて本店のほうを変更するとそういうふうな流れになるかなと考えてございます。



0:17:47	はい。規制庁核燃料監視モモセです。今のおっしゃる意味はわかったんですがそのような日本語には今になってないように思いまして、保安規定変更認可申請をしてないという過失部になってしまう気がするんですけども、
0:18:02	もうちょっと何か限定をかけたほうが良いような気はします。いかがでしょうか。
0:18:09	古いものと限定かけるのか、当該8回期待は受け入れ対象として発生しているとか以内とかの限定をかけるのか、もう少ししないとその後なんていうんだと保安規定における客観性がちょっと低いと思うんですけども、
0:18:32	日本原燃のマルってポツといいます。
0:18:35	ちょっと異議割れているのはちょっと金とつってないんですけども、欠損をということの議論を横と規制庁コサクです。私なりの理解をするとマルさんが言われた米印は過去のものなので、もう受け入れてあって規定する必要はなく、
0:18:54	逆に今数十量と思っても過去整理してないのでっていうことだからかけませんと。
0:19:00	いうことと言われたんだと思うんですけど、一方で、音声は1款のは、
0:19:06	この個目がずっと残るとするとそういう限定も書いていないので、今後この大枠での
0:19:14	受け入れがあった場合に、数字がどうであっても受け入れますっていうことになっちゃわないかということで整理が必要ではないかって言ってると思うんですけど。
0:19:23	持つはその理解でいいですよ。
0:19:25	当詰まってくださいね※のものが増えてくんじゃなかったのはアコム社各燃料監視モモセです。米※のものの受け入れがというのもあるんだ、どんなものでも受けられるという面もあります、あるかもしれませんけど。
0:19:40	その他新しく個目に相当するものが出た場合※が増えていく記載になってなくなってしまっただけ規制庁コサクですけどその後者の部分は、それは保安規定で今後認可しなきゃいいだけの話なので、
0:19:54	なるほど、そんなに問題にはならないということになるほど、すいません核燃料監視部門です。その考えであれば、私の込めた時なくなります。
0:20:09	はい、規制庁憶測ですねそうするとこの部分が今後発生した場合どうなるのっていうところについては原燃ではどう考えてますか。
0:20:19	このことについての囲みの部分ですね。
0:20:25	日本原燃のマルです。ちょっと人中身ちょっと半月でと今のところ、米梨横浜の方は、ここは当然発生してないから受けられないんですけども、米印横棒ものは今のままではあたりが決まってないので、道路箇所の方には受け入れはできません。

0:20:44	あとコメントについてはちょっとコサクです。すいません。だとすると米は
0:20:51	※の部分は何でも良い形に設定していないっていうので設定しなくていいですっていうことになっちゃうって設定しない限りは新たなものを受け入れないと書いてないですよっていうことなんですけど。
0:21:08	私はどちらかっていうと、御説明しされてる内容からするともうちょっと※の記載を明確にさせていただいたほうがいいかなと思います。
0:21:19	日本原燃のマル性と、
0:21:22	やはり設定されてないんでもってこれないっていうのはちょっと自明な目的かからないところもちょっとありましたけれども設定されてないんで、もってこれなきゃいかん持つてくるためにはこの設定が必要であるとか、そのような
0:21:38	もう少し説明を書いたほうがいいんじゃないかということでしょうか。
0:21:43	規制庁コサクです。
0:21:46	そう。そこが基本的にはそういうことですね、ちょっと簿価にさっきからしてますけど、保安規定は外で定められているものを高くということではなくて、ここで受入基準を作ってその基準内のものは受け入れ、
0:22:02	いう受け、実際に受け入れるかどうか事業の関係もあるので別ですけど、ここで基準を定めるということであって、この※に書いてるのが基準を定めていないということであれば、
0:22:17	定めてないから受けるはしませんということなのかもしれませんけど、※で書い
0:22:22	でいるところで、ここは定めなくてもいいんだと受けそれ以外のものをどう数字が定まっていれば受け入れますというふうにも読めてしまうと思うんですけど、そこはなんか
0:22:35	線引押しカレット表現どっかあるんですか。
0:22:39	確かに。
0:22:41	日本原燃のものです。そういう意味での厳密にその線引っていうのはちょっと記載しているところはございませんのでその経歴じゃんという考え方を緩和見てもという人も表現の仕方っていうのをもう少し不足し、したいと思います。
0:22:59	はい、規制庁コサクです。よろしくお願ひしますこれも持とう能保安規定でそうなっちゃっていたので、完全に否定はできないんですけど、記載の適正化ということでより誤解のないようにしておいたほうがいいだろうということで検討いただければと思います。よろしくお願ひします。
0:23:17	はい、日本原燃のマルです。承知いたしました。
0:23:25	規制庁の質問をですね、ワーク関係で国家コメントありますでしょうか。

0:23:37	皆さんWAC以外にももし時間の関係でほかにコメントがあるならば、していただいても構いませんが、ちょっとどうですか。
0:23:45	監視モモセです。WACのみで、
0:23:49	承知しちゃ規制との差が承知しましたのでは引き続き、ちょっと8月5日に提出いただいている資料について、コメント等をしていきたいと思います。
0:24:05	私のほうからですね、添付資料の疾患1ですね、許可等の考え方の整合性ですね。
0:24:17	の70分の5ページをお願いします。
0:24:33	はいえっとですね今回一般火災発生時、
0:24:38	等自然災害等発生時の体制の整備に関する業務について、伊勢佐木技術課長の職務ってということが追加されてるんですけども、ここで事業変更許可申請書とのその成功ですね。
0:24:56	再処理とかだと添付再処理だと添付参加の技術的能力との関係での整合も整理されてるんですけども、技術的能力との関係では整理し露する必要がない。
0:25:15	という理解でこのような記載になっているということによろしいですか。
0:25:28	日本原燃埋設のフルタです。技術的能力側にもですね組織の内容書いてございます。ただここに書いてあるようなレベルの記載はないですがちょっと同じく組織の話ということがございますので、この添付資料のところに組織の記載が追加しているところを抜粋して記載したいと思います。
0:25:51	規制庁のすごいで3号、ちょっとですね前回もし、今ちょっとヒアリングとかで言ってるんですけど再処理とカートの資料もちゃんと見て整理をっていう話をして特に
0:26:07	今、再処理とかだとこの火災、自然事象等に限らず、この体制の整備やってますけど、基本的なその考えは同じだと思うんで、少なくともその再処理側とかの整理資料も見てですね。
0:26:23	必要となるものは入れていただければと思います。
0:26:31	日本原燃フルタです承知しました。ただちょっと体制の整備とかはですね直下上こちら登場しないので、先ほど言われた技術的能力のところの組織の該当箇所のところを参照する形で追記したいと思います以上です。
0:26:47	規制庁コサクですけど、ちょっと今のやりとりで不安になるんですけど、
0:26:55	違いがある部分について、同じようにしようっていうのはそもそも無理なのでそれはいいんですけど。
0:27:01	もうなつつつ技術的能力のところの引用の仕方っていうのは物は一緒なわけで、

0:27:10	同じものについて、なぜ対応変えてるんだということが、
0:27:16	今のやりとりのポイントなんですね。
0:27:20	前から先行例に倣って作ってくださいというお話をしているのに、今回まだ同じようになっていないっていうのはなぜですか。
0:27:41	日本原燃埋設のフルタです。
0:27:43	その点についてはしてるかしましたかの方に渠エイタス施設との整合法にて条文のところで重々確認してるつもりではありましたがちょっと添付資料のほうにですね一部ちょっとそういう足りないところがありましたとこの辺につきましては失礼いたしました。
0:28:00	はい、規制庁不足ですと我々言ってるのは、シイン聖書保安規定条文そのものだけではなくて、こういう補足説明資料を添付資料も含めて全体として説明を問うレベルという形でも同じように体験をそろえていただくと。
0:28:17	いうことによってそれぞれの資料の細かな記載ぶりについてこちらから、
0:28:23	これが足りないあれが足りないという必要がなくなるんで、効率的にやるために選考でもよく見て、同じようにできるものはしていただいて内容が微妙に違うんであればその違いを明確にしてください、対応異ならせるのであれば、
0:28:41	なぜ異なるのか、先ほどの少しこの部分ではできないんですけどって言ったようなところは、なぜできないのかがちゃんと説明できるというところまで精査をしてそれを備考なりに書いていただいて提示いただくと。
0:28:57	いうことで基本書類確認で審査が進められるということになるわけですから、しっかりと作り込みよろしくをお願いします。
0:29:08	日本原燃埋設ぐるなび招致しました。
0:29:14	規制庁のすぐ出さ等ちょっと次にちゃいまして、70分の25ページですね。
0:29:33	えっ。
0:29:35	はい。
0:29:37	前記前回前々回とかからもちょっとちょっと議論している表Gの話なんですけれども、もう
0:29:49	ごめんなさい、70分の23ページ下の今後皆さんの前の前のページでした。
0:29:58	デイD謝ってツガネ区域区分の表Gの話で前回のヒアリングで、これで市とか申請書との関係では、今日指定の話なんではないかっていう話をしたと思って。
0:30:15	なので、覚えてるんですけど、結局表示だっていうこと等で整理したっていうことが書いてあってちょっとそこに通じて説明してもらっていいですか。
0:30:32	日本原燃埋設のフルタです。ここで申し上げたの区域区分の状況の表示というのは現実的にどういったものかという、あのまあ管理区域の区域区分のマ

	ップのような意味づけっすどここがどういふうに区域設定されているかというところを表示する。
0:30:51	というイメージでございますので、
0:30:53	管理区域の標識みたいなものとは異なったものというふうに理解をしております。
0:31:02	委員長のすごいですね、
0:31:05	今の管理区域のなんでしょう。地図みたいのがあって、ここは第1種管理区域ですとか第2種管理区域ですっていう多分表示がされているっていうイメージかなと思ってるんですけど、そういう理解でいいですか。
0:31:24	日本原燃埋設するだけです。おっしゃる通りです。
0:31:27	規制庁の菅生です。そのときに、
0:31:32	例えば酸処理とかでもおそらく同じように、ここはグリーン区域ですイエロー区域でそれと区域ですっていうような、その表示っていうのがされているんじゃないかと思うんですけど、そこを違うんですか。
0:31:55	少々お待ちください。
0:32:09	日本原燃埋設のフルタです。
0:32:11	再処理さんのちょっと確認しましたところを実態としてはですね現場にそのような表示は同様同様にあるんですけど、許可の要求にここで書いてる通りのものはないというふうに伺っております。
0:32:28	規制庁のすごいあのすいませんこれ許可の要求はこの日さらに70分の23ページにもある通り、
0:32:39	ちょっとこの説明にある通り、許可基準規則11行の
0:32:44	放射線管理施設での要求になると思っていて、基本的には
0:32:53	要求事項としては、
0:32:55	再処理も埋設も何か委員によって変わってないと思ってその対応としても、管理区域の詳細な区域区分を表示しているということで変わっ
0:33:10	じゃないと思うに介してるんですけど、
0:33:15	そうすると、
0:33:18	1棟し再処理とかでは特段その
0:33:24	この表示について提出なっても多分その前の条文案ですね、ちょっと埋設と37条か何ですか。そっちに読めるようになってるのかなと思うんですけども、そこら辺の整理はどうなってますか。
0:34:02	日本原燃埋設のフルタです。

0:34:04	凄さんの御質問と答えが入ってなければご指摘くださいね 37 条、今こちらで埋設の保安規定みてるんですけど、ちょっと旧〇というところに標識の話でございます。ちょっと読み上げますけど放射線管理課長は、
0:34:20	管理区域をいろいろ区画とするということで、あとは、ANSI入口付近に管理区域である旨の標識を設けるというふうに規定されてございますので、これについては、それこそ差の管理区域の標識といった形でミツバの
0:34:37	マークをつけて標識のことの趣旨で規定してるというふうに理解しております。
0:34:47	規制庁の十河です。そうすると、
0:34:53	再処理でのグリーンだとかイエローだとかそういう区域の表示っていうのは、
0:35:01	保安規定に従ってやってるものじゃないっていうことなんでしょうか。
0:35:14	少々お待ちください。ちょっとあの火災処理のかわります。
0:35:34	はい。日本原燃再処理事業部のハヤミでございます。ここ 3 からご質問ありました懸案の対象施設も保安系の条文上は標識を設けることということで最初施設でいうと、
0:35:50	第 91 条に同じような情報がございます。それに従って／三和ですからいわゆる法律で求められる標識のほうは設けておりますので、グリーンとかイエローとかですねその細かなさらにそれを区分したような表示をすること。
0:36:10	としては、保安規定上は特段、
0:36:14	特に明記という形で記載をしている状況というのではないんですけども、そちらの系統保安規定の渡せ管理に係る当社内標準ですねペイ体験敬遠 9 位メスの体系の内の標準でに従って、
0:36:32	表示をしているという形になります。
0:36:39	規制庁の菅生です。一方そうすると埋設は、許可側で表示を明示しているんで。
0:36:51	保安規定では、
0:36:54	本店にはっていうかTHAI対応としては再処理と同じことをやるんだけど、
0:36:59	保安規定側にその表示
0:37:04	について 1keVの表示について、当規定する。
0:37:11	そこはおなじことやってるけれども再処理等差異があるっていう理解でよろしいですか。
0:37:22	日本原燃埋設のフルタです。おっしゃる通りです。
0:37:30	規制庁のすごいですね、ちょっともう一つ確認したいんですけども、一方でこの区域区分を
0:37:41	設定するときに、放射線管理課長は、
0:37:49	46 条に基づいて線量当量等とか押す測定捨てて、

0:37:56	それに持つてついていく部分もそれぞれのその一方なんか測定結果をに基づいて、この区域区分も設定しているっていう、そういう理解でよろしいんでしょうか。
0:38:24	船型埋設保全管理課のマエダといいます。
0:38:28	今回コサクーオオオカの管理区域の区域区分につきましては、38条ですね管理区域分類ということで、この中で第1管理区域であれば、汚染のは、
0:38:40	教える人密封して取り扱いますまたは貯蔵汚染の発生の恐れのない空気この第二種管理区域としてございます。もちろん
0:38:49	46条の測定の結果にもよりますが、基本的にはそういう運用とかを踏まえても最初に38条の第1種管理区域もしくは第二種管理区域、こういった工夫をすることとしてございます。
0:39:01	以上です。
0:39:07	規制庁のすぐです。
0:39:11	そうすると、
0:39:13	もうちょっともう一つ、
0:39:17	今日も
0:39:25	この38町の区域区分の表示っていうのは、基本的には運用とかを考えて、
0:39:34	設定しているものであって、
0:39:39	その46条側でそのケース。
0:39:43	測ると言っている行為
0:39:45	に基づいて設定するものではないから。
0:39:51	こちらの38条側で、
0:39:54	経営しているっていう理解でよろしいですかね。
0:40:02	埋設保全管理課のマエダです。その理解で間違いございません。あくまで状況によって応じてその管理区域区分を設定するということになってございます。
0:40:14	以上です。
0:40:25	原子力規制庁の十河です。
0:40:32	すみません、天文分はちょっとあってください。
0:40:36	そう。
0:40:38	うーん。
0:40:48	もう
0:40:53	はい。
0:41:00	はい。
0:41:03	いや、

0:41:04	次、
0:41:12	うん。
0:41:14	規制庁のすごいじゃありません。
0:41:16	一方、
0:41:17	原子力規制庁の過ごす鉄塔
0:41:22	考えていることはちょっとわかったんですけども、
0:41:26	なんかやっぱり
0:41:28	同じ対応後、
0:41:31	施設でやってるのにちょっと条文のつくりが違うっていうのはそこ違和感があつてですね。
0:41:43	ちょっと初めに考えてたのは、今のその 46 条変わっての結果に基づいて区域区分の設定をするのかなと思ってたんで。
0:41:56	どうしてもその表示について、保安規定上定めたいっていう話であれば、
0:42:05	その 46 条側の放射線管理課長の表示のほうで等、
0:42:12	漸移案／区域区分の詳細についても表示するっていうことを付け加えることで足りるんじゃないかなと思ったんですけどもそもそもは再処理側とかと同じことやってるんだったら、
0:42:29	特段こつて、
0:42:32	運用とかは変わってなくて、記載の明確化で
0:42:39	許可にも付け加えているところだと理解してるんで、何かそれに基づいて
0:42:48	改めて規定するっていう必要性がちょっと感じられなかったんですけども、そこは原燃としては、
0:42:57	規定したいっていうことですかね。
0:43:12	日本原燃埋設補正だからマエダといいますばこちらの区域区分の表示自体も許可の中で協議しますということを書き込むを表示しますとしてございますので、ここの
0:43:29	38 条のところ約 1 区分の中で表示するということを記載したしいです。以上です。
0:43:42	規制庁の素子です。
0:43:44	す。
0:43:47	先般 LA 等表示について、ほかに何かちょっと御意見とかありますか。ちょっと私原燃のちょっと説明聞きたいです。そもそも広域組、
0:44:01	今後詳細っていうのは、
0:44:04	洗浄の測定の結果じゃないっていうことをちょっと今初めて知りまして、そうすると 46 条側にちょっと規定するのは難しそうだなと思ってまして、



0:44:21	表示、
0:44:24	表示、
0:44:27	基本は同じ対応で、ちょっと気持ち悪いんですけど。
0:44:32	OGする旨を定める。
0:44:36	ということ等についてって、何か他ほかの方1ありますかね。
0:44:47	規制庁コサクです。
0:44:52	なんで許可でこんな事書き簿価を書いてないと書いてあるんですかね。
0:45:12	日本原燃埋設のシミズでございます。審査の中で、区域区分を記載するという ことを審査の中でご指摘いただきましたので、それを
0:45:24	明確にするという意味で記載を要求されたものだというふうに記憶してござい ます。
0:45:33	はい。
0:45:34	規制庁国策ですけどそれ別に添付書類でもよかったわけですよ。本文でや る必要設計なんですかね。
0:45:50	日本原燃のノ間近シミズです。
0:45:55	何とも
0:45:57	言いにくいところはあるんですけども、
0:46:00	本文に記載するというところで、要旨となったというところがありましたので、添 付でよかったのではないかと言われるとちょっと私のほうは何ともお答えいた だいたところがあるかなと思います。
0:46:13	申請者として何とも答えられないっていうのはもうそもそも申請者として製作が 足りてないということ。
0:46:21	ですよ。こちらが言ったからやりましたっていうのは言わないでくれって、ちゃ んと自分たちでどうあるべきかお話をし、意見のそごがあるならしっかりと審査 会合で話をしてくれて、
0:46:32	いうことは、
0:46:35	この許可のヒアリングには私も最終鉄筋のところと同席をしてその旨お伝えし たと思うんですけど。
0:46:44	言ってませんでしたかね。
0:46:49	日本原燃の清水です。ご指摘いただいたことは記憶しております。
0:46:54	申し訳ございません。
0:46:57	はい、規制庁不足ですと、結局はその会議のその際に、事業完成後っていう のを十分ワークしていなくて、どこにどこまでっていうことを
0:47:09	意識を持ってやっていなかったから、この段階において整合が図られなくなっ ていると。

0:47:15	ということだと思うんですね。
0:47:19	何でもまずそこは十分反省をしていただいて、今後対応を検討していくと。
0:47:26	ということだと思いますね。
0:47:29	てその上でどうしていきましょうかということなんですけど。
0:47:35	現状の許可で本文で書いてあるので、何も経済選ばないところで書いていなければ、適整合してないっていうことになっちゃうんですけど。
0:47:50	受け皿が
0:47:52	どこかっていうことが明確になっていけば、記載ぶりについて程度かを整理をするということはあるんだと思うですよ。
0:48:04	つつうの再処理なりの状況で今の表示盤の話っていうのはじゃあどの範囲になるのか、これ前回、ヒアリングでお話しましたけど、保安規定では明確になっていないけど社内規定でといったときのその社内規定の規定の場所が
0:48:24	どの条文の具体化になっているのかと。
0:48:27	いう関係でいうと、
0:48:30	やはりこの
0:48:32	区域区分と、
0:48:34	いうことになるっていうことでは社内は合意をされているっていうことなんですよ。
0:48:45	30 可能埋設でいう 37 重合の標識の部分ではなくて、
0:48:51	区域区分のことだっていうことでもいいんですけど。
0:49:14	居住お待ちください。
0:51:00	申し訳ございません。ちょっと今の再処理のほうの記載も含めて確認させていただいてます。
0:51:26	規制庁の古作ですっていう確認中のところ、
0:51:30	なのでも関連するところで、もう少しコメント等行っておくと、前回ヒアリングで今のような指摘T顔が出ないようにちゃんとわかるように書いてくれということで、添付資料 3 のほうですね。
0:51:47	整合性を整理をするといったときに、埋設だけが書いてあって、ほかを書いていないということがどういうことなのか。
0:51:57	なぜ成功しているといえるのかということがわかるようにしましょう。
0:52:02	いうことを話をしたんですけど。
0:52:05	5 ページのところに書いてあるのは埋設は、
0:52:08	規定しているとか書いてなくて、全然何例再処理はどなの部分どうなってるのかということが書いてないんですよ、コメント回答としてどう考えてるんですか。

0:52:34	日本原燃埋設のフルタです。今ちょっと5ページ、消滅し
0:52:41	資料の5ページになりますけど、この区域区分の状況については、区域区分をするということについては整合しているということだけ記載させていただいてましてちょっとあの表表示盤といったところの話につきましては、先ほど許可整合のところにもある通りですね
0:52:59	前室のところに書いてあるということで、ここに特に謳ってないということで、9日出席整合の資料の右側の説明欄にちょっと記載が足りないのかなというふうに認識しております。
0:53:14	規制庁コサクですけどその認識は全開したんじゃないんですか。
0:53:20	なぜ対応しないんですかっていう質問ですけど。
0:53:23	前回指摘を受けてるの認識がとれませんでしたすみませんってことですか。
0:53:31	明示的にここにちゃんと書いてくれと言いましたよ。
0:53:39	日本原燃埋設のフルタリスト。
0:53:42	はい。語りいけませんこと申し訳ございません。
0:53:47	規制庁コサクです。先ほど、
0:53:49	前例に倣ってしっかりと書き込みをしてくれという話しましたが、ここがまさにそのときに違う部分については違うと、なぜそれでいいのかということをちゃんと書いてくれっていう場所でやって、
0:54:03	明示的に行ったところですができていないということと言うと、全体的に資料の作り込みが甘すぎるということで全然いいか辿りつかないんですよ。
0:54:15	今回最終断面の資料提示確認だと思ってたんですけど、全然そうになってないのは何って何ですかね、もうちょっと真面目にやってもらわないとこちらも対応できないんですけど。
0:54:26	思ってますか。
0:54:30	今回の出席者のトップの人をどういう認識で対応されたのか。
0:54:35	てください。
0:54:47	埋設事業部長のオウミでございます。
0:54:50	ただいまの御指摘の資料につきましては、記載上のもので、標記の差について述べさせていただきました。
0:55:00	前回御しご指摘のありました表現が違う根本的な考え方の差は何かということについては、
0:55:10	正直書き足りていなかったと思いますので、整理した上で追記させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

0:55:20	規制庁コサクです。オウミさん申し訳ないんですけど、この部分の対応の状況残ってきてるわけじゃなくて、最初に申し上げた先例に倣って資料作り込むとかっていったところの制度が甘すぎると。
0:55:37	ということで、真剣に取り組んでないんじゃないかっていうふうに思っていることに対して、県、
0:55:44	提出にあたり等をもって対応したのか。
0:55:47	今の指摘を踏まえてどうするつもりかということをお答えください。
0:55:52	はい、埋設の保安規定につきましては、事業部内各事業部との整合性も重視している反面ですね、既許可の保安規定で認可いただいている保安規定の記載。
0:56:09	というすでに認可いただいている記載ぶりも、これは尊重しなければいけないということも認識しておりました。その大きく許可の記載ぶり、今回他事業部との新しい表現との
0:56:26	整合という両方を生かすようなことをねらって現在の記載にさせていただいたところでございます。軸足をですね新しい
0:56:39	事業区間の統一というところに大きな軸足を置くのであれば、表現を訂正せざるを得ないかもしれません。また一方で過去に許可をいただいていた条文の記載も、
0:56:56	重要するということで理由もなく、その部分について手を加えることについては躊躇もありましたので生かした形、両方を
0:57:06	通るよういいとこ取りというんですかね両方生かすような表現で今回の表現とさせていただいたところございました。
0:57:15	私どもの考えは以上でございます。
0:57:18	規制庁コサクですけど、大変申し訳ないんですけど、審査対応としての心構えというのが事業部長からして十分に認識されていないということ等を業なもんで、そういった点からですねた事業の状況っていうのは、
0:57:38	勉強していただいでですね。
0:57:40	しっかりちょっと整理いただかないと認可たどり着けません。
0:57:46	具体的に今申し上げていたその資料の作り込み説明員として十分なものを作って審査に臨むと。
0:57:57	いうことは、ここ1年ぐらいですね、さんざん再処理。
0:58:03	コックス、
0:58:05	申し込むと、
0:58:06	いうところで接していてですね。
0:58:09	それが理解されていないということがよくわかりましたんで、

0:58:15	少し時間猶予を
0:58:19	ですね、この資料精査するということを作っていたきたいと思いますね。
0:58:26	まず電力側の
0:58:33	巻き込んで搬出の
0:58:36	予定というか、ご希望程度もあるんでしょうから、時間猶予といってもどうかわかりませんが、そこはマンパワーで対応する部分もあるんですね。
0:58:48	よく考えてしっかりとした資料を改めて提示をいただければと。
0:58:52	思いますもそういった点では
0:58:55	事業としてサポートしてしっかりと考えないとリスクマネジメント的な意見。
0:59:03	リスクっていうのは、安全のリスクじゃなくて事業遂行のリスクですけど。
0:59:08	ていうところだと思いますのでその点は我々関知しませんから。
0:59:12	しっかりやっていただいて、我々でちゃんと確認し得る十分な資料ということで確認をしにしていますので、よろしく願いいたします。
0:59:31	そこまでよろしいですかね。
0:59:42	はい。日本原燃埋設事業部長のオウミでございます。承知いたしました右折名簿についてですね、まだ
0:59:52	ご理解いただけるレベルに達していないということについて理解いたしましたので充実させていただきたいと思います。
1:00:02	はい、規制庁国産ご理解いただけるレベルっていうか、少なくとも今の見込みについては理解できるものにも説明してないですからね。
1:00:13	申請レベルに達してませんから、その点よく考えてください。
1:00:19	これは私が指摘しなくてもですね電力支援者ば何これって、
1:00:26	切って、
1:00:28	議論をして書き込むということが出来るはずですよ。
1:00:31	今回電力支援が要るわけですよ今回も多くの方が参加されているように、
1:00:37	それをちゃんと生かしてないっていう最たる例ですよ。
1:00:42	その点よく理解をしてください。
1:00:45	それで
1:00:49	あともう1点だけ、先ほどの御回答のところでは気になったことで言うと、許可整合を図ることを大事にしましたというのはまあまあそれはそれでいいんですけど。
1:01:01	意味もなく、事業完成後はかるというのはよくないと思ってたんですけど、言われるので、整合図っていきますというような感じで言われたんですけど。

1:01:09	事業完成後はかるということは意味もなくではなく、やはり当社内全般として、管理ができるようにしていくという非常に大事な作業であって意味はあるんですよ。
1:01:22	その旨は昨年、
1:01:27	ぜひとかね、一昨年か、
1:01:32	新検査、検査制度の改正に伴っての保安規定改正のときに、
1:01:38	事業完成高についても会合でお話をしてその意義というのを原理も認められて、対応された。
1:01:48	ということだと思ってたんですけど、その点が事業部長が誤認識をされていないということん用の保安規定。
1:01:58	管理として事業部長は結構マネジメントも見るとおもいますから、審査会合で言った話というのがちゃんと時つつつ事実としてですね、伴うような形で運用されていないと。
1:02:13	いうことになってしまうので甚だちょっと疑問に感じています。
1:02:18	その点もよく勉強していただいて、本部会をいただければと思います。
1:02:26	日本原燃埋設事業部オウミでございます。
1:02:29	私の発言が適切ではなかったと思います。私どもも各事業者間の表現の整合というのも重視しております。決してを軽視していたわけではございません。
1:02:44	その一方で、既許可の表現で記載のところも生かせる方法はないのかということでおりましたということで、御説明申し上げました。決して事業者間のものを軽視していたというわけではございませんので、
1:03:01	改めて申し添えたいと思います。以上でございます。
1:03:05	はい。規制庁コサクです。よろしくお願ひします。それで言うとはですね、従来の保安規定の条文を大事にしてということについては検査制度の時の整合を図るということから、直接新基準なりして検査制度の改正の条項でなくても、
1:03:25	ある程度、
1:03:28	よりよい方向にということでの対応については
1:03:33	審査、変更の申請をしていただいて構わないということで、審査をして進めてきてますので、今回見てもそういうことあっていいわけですね、この段目にあつて、また新たな条文が追加になるというのはちょっと審査の
1:03:49	時間延ばしになってしまうので、そこはやらなくていいんですけど、スタンスとしてはそういうことをもってですね、今後対応していただければと思っています。すいませんちょっと話が大きくなっちゃいましたけど、話を戻したいと思うんですが、
1:04:07	先ほど調べてますといったところの回答はできる状況になりましたでしょうか。

1:04:25	はい。
1:04:26	次、
1:04:28	すみません。
1:04:31	日本原燃再処理事業部のハヤミでございます。ちょっと再処理事業部のほうの状況で言いますと、92条にですね、今の議論になっている埋設の38億と同じように区域区分を行うというような条文が規定されております。
1:04:49	ちょっと最初に事業部としてはこの条文の株としてその区分した結果について、別途標識等合わせというふうに前の91条の標識を合わせた形で通常書類はそういった形での
1:05:04	構成としてございます。
1:05:07	のところっていうかという意味ではちょっと92条の区域区分の前に基づく運用としてはそういった表彰を行うというような形で、社内では、をしているところです。
1:05:23	はい、規制庁の古作です。再処理の第91条標識たいというふうに16分区域区分ということを一括として管理をする下部規定を作っていて、どっちというわけではなく、
1:05:38	表示をしていますと、
1:05:41	いうのがまず第1に条文上はそういう、それぐらいのものだということですか。
1:05:48	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい、その通りでございます。
1:05:52	はい、規制庁特則として時金わかりました。その上で、そういったものを区域区分側に書くということについては、各事業部間低糖認識をしてるかっていうのは何か話をされたんでしょうか。
1:06:22	具体的に前回ヒアリングでそういうところをちゃんと事業部間コミュニケーション取ってやってくださいとお話をしたんですけど対応としては報告された。
1:06:43	はい、傾向を日本原燃改正事業部のハヤミでございます。
1:06:48	一応前資産の運用とかですね、まず事業部での運用と確認をしながらどうするかという議論はさせていただいたところです。
1:07:00	再処理では先ほど申したように標識ですね91条の標識とあわせてそれに付随する情報として、区域区分、
1:07:11	についても評価を合わせて
1:07:14	見えるような形で表示をしていると。
1:07:16	いうことでございますので、また基本的にその設備との関係ですね、イエローとかでとか、そういった区域区分が変わることによって、乳井期の方法ですか、そういったことを変更。

1:07:34	生じることもあってですね通常あまり変更するという区域区分を変更するという運用というのをあんまり考えていなかったところもあるので、あえてそれを表示するというところまでを保安規定上に、
1:07:48	記載をする。
1:07:50	日必要はないのではないかとということで、ちょっと埋設さんがトピック分をご支援の状況に応じて表示をするということでしたのでその辺は運用の違いというのがあるのではないかと感じてそういったことも踏まえて、保安規定上の記載の差異というのが出てくると。
1:08:10	いいのではないかとこのように考えておりました。
1:08:15	規制庁コサクです。やっぱりありがとうございました。
1:08:20	今ハマミさんから御説明いたしといった趣旨からすると、添付資料 3 に書いてある整合性の欄の
1:08:31	言い方っていうのも何となく
1:08:34	理解できる部分も出てくる。
1:08:36	ですけど、
1:08:39	説明が十分になく
1:08:43	今の点だけで書いてあるからわからないということなのかもしれません。
1:08:49	今の趣旨なのであれば、最初のそのなんでキャパで書いてあるんですかっていうことも、そういう趣旨で回答いただかないといけなくて、
1:09:00	その趣旨で書いてあって授業、他の事業よりも手当をしているので、保安規定でもこういう手当をしたいと思います。
1:09:09	実運用としては、他事業部でもこういうふうになっていてこの部分だけ季節ですと、
1:09:15	というようなことを言っていたということだと思います。
1:09:21	それという。
1:09:24	到底すんね。
1:09:26	添付資料 1 に戻ると当該部分について変更するからどうこうっていうことは、
1:09:36	許可状は書いてないんですけど。
1:09:41	ここに書いて趣旨がそうなのであれば、説明欄 2 でもそういうようなことを書いていただいて、
1:09:53	部分として、ということがわかるようにしていただけたらと思います。その上で
1:10:01	ちょっと寄っ港湾内のは、この添付資料の 70 分 23 ページで来黄色ハッチングかかっているのは今回の修正箇所ということなんですけど、青字にしている部分が、



1:10:17	どうなってんのかっていうのがよくわからなくてですね、この該当箇所言っているのはこの条文の変更部分についての該当箇所っていうことだと思うんですけど。
1:10:33	ここで言っているという格好 2 ローマ数字炉効能表示設備というところの第一段落中程から青字にしているのは、
1:10:48	標識って書いてありますけど。
1:10:51	これはその前の条文の標識ではなくて、表示盤の事だっけことですか。
1:11:16	日本原燃埋設のフルタです。
1:11:20	23、70 分の 23 ページの今青字に塗ってあるところがその対応する左の 2 個で 38 条の 2 項のお願いいたしますとね次の次のページですね 25 ページでいくとの結果の抜粋箇所っていうのはそのまま書いてありますけれど、
1:11:39	その上のところで、
1:11:44	ところの対応も含めて、
1:11:49	違う。
1:11:51	少々お待ちください。
1:11:58	はい。規制庁コサクです。今言われてちょっと止まったところがまさにそういうことで、どこ、どの部分が具体的にこの対応なのかっていうのが、ただいろいろつけるだけだとすごいわかんないんですよ。
1:12:13	条文跨ってたやつをまとめて、
1:12:17	許可で書いていたりするので、先ほどの標識については管理区域全般の話であれば、前の条文の対応でやってその一部として区分の話っていうのが今回の話っていうところだと思うんです。
1:12:33	いろいろつけるだけでもわかりにくいんですよ。なので、ちょっとそこら辺もちゃんと分析をしてですね、どのこの文章のうち、これがこっち、これはこっちと、
1:12:49	いうことをわかるように説明欄も書いていただけないかなと思います。
1:12:55	そのエリアとして色塗りが変わるんであれば変えていただいたほうが良いと思いますし、ちょっとすいません、整理を進めていただければと思いますけどいかがですか。
1:13:05	はい。日本原燃埋設のフルタです。左の保安規定条文の変更箇所に対応する形で許可のところの色塗りをちょっと見直そうと思いますので、一般のところで行うようなパラグラフを引っ張ってきているところもありますけどその対応が
1:13:22	他の条文だと、個々の対応分という形でわかるように色塗り方もですねちょっと工夫させていただいた上で説明書きのところに記載させていただきたいと思います。以上です。

1:13:35	規制庁不足です。よろしくお願いします。その結果として、第 38 条については、他事業部とは異なってこういうことで、最低限、こういうことは記載をしたいと。
1:13:51	ということがわかればそれはそれで理解ができるかなと思いますし、先ほど事業部長言われたように許可整合明けからですね、必要なことは書きたいということの趣旨だと思いますので、見ていけるかなというふうに思っています。
1:14:07	ています。それで、今回混乱したのは、他事業でもやっている線量の測定結果の表示ということと、表示という言葉が同じであり、かつ許可整合で抜き出してところも同じだったので、混乱をしたと。
1:14:25	ということなんでですね、今のほう素こう言っの整理ということの中で内容が違うんだということがわかれば、それで何とかなるかなとは思っていますのでよろしくお願いします。
1:14:43	そこ 3 一旦返します。
1:14:49	この素子です。
1:14:51	下から五つ木疎通一定添付資料の
1:14:57	70 分の 28 ページですね。
1:15:09	今回の
1:15:13	変更に直接すいません関わって話なんじゃ話じゃないんですけど。
1:15:18	この 65 条の埋設施設の定期的な評価っていう表題なんです、
1:15:26	これって
1:15:28	もっともとのその規則で保安規定のところには、
1:15:35	定期的な評価等ですね、10、18、
1:15:41	20 条の 2 種埋規則の 20 条の 18G 坑には廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することっていうふうになってまして、
1:15:52	抵当
1:15:53	なんでこうかっていうと、11 規則の 2000 万人と 19 条の 2 が定期的な評価等に関する規定なんです、評価を行うことと、その評価の結果を踏まえて保全のために必要な措置を講じること。
1:16:14	ということで、このつうせ、
1:16:16	二つのやることがあって等々っていうふうになっているんですけども、そういう意味ではある本 65 条に規定されてるのって評価の話と、
1:16:29	この子ももう 1 個 1 個ですかね、4 か。
1:16:38	本当に必要な措置の話も入ってて、表題としてはこれ評価等としたほうが適切なんじゃないかなあと思うんですけど、ちょっとそこら辺の考えはいかがでしょうか。

1:16:53	日本原燃埋設のフルタですね、まずですねスーパーの
1:16:59	いわゆるPSRの記載ですけど、再処理資産濃縮さんとあと、廃棄物管理の方の保安規定ですね後審査基準のほうもちょっと確認させていただいたところがありますので、
1:17:15	おっしゃる通りですね、埋設の審査基準の中については先ほど素子さんがおっしゃられた等の中身として措置を講じる中身が記載されております。そういう意味もあって審査基準が到達できるんだろうなということが推測いたしております。
1:17:35	一方ですね他の事業の保安規定に書くときに、今評価を行った結果、日措置に関して何も書いてないかという書いてあるのが書いてありますとアツギと いうか、記載のてる事業の
1:17:50	差によって違うものと思いますけど、記載してあります。その上でですね、タイトルはすべて定期的な評価という形で止めてますので、内容としては審査基準のほうに措置も含めてしっかり書いてると。
1:18:05	ただ他行との整合も観点も含めまして、あくまでですね、タイトルとしては決定的評価に関連することをここに書いてますという趣旨のタイトルという記載でそろえてございます。説明は以上です。
1:18:23	手帳の素子です。
1:18:25	東端賃料の定期的な評価については、
1:18:31	添付資料の正誤さんには、
1:18:37	今ない。
1:18:38	ですかね、ちょっと今見てるんですけど、ないし、
1:18:49	いない。
1:18:56	確か再処理とかあの方が逆にここで薄く書いてあったと記憶しててですね、それで
1:19:10	ホツカンの条文施設管理でしたっけ、すみません、規制庁規則ですと
1:19:16	再処理とMOXは平成R安全性向上評価制度に移行するので、現状ではまだその経過措置期間なので、残ってはいるんですけど、経過措置期間が終われば、具体的には安全性向上評価届け出をするタイミングで、
1:19:33	保安規定から条文落とすということなので、当該条文についてはこれまでのものがただ残ってるだけってことであまり変更手をつけなかったということなんですね。なので、今後消える条文との整合を図りましたというのはあまり意味がなくて、

1:19:52	埋設として適正にしていくということを考えていただければと思います。1点だけ、廃棄物管理施設は、残るので、そこはまた濃縮が埋設が整理をしたものがあれば、
1:20:10	廃棄物管理側が今後設工認が進んで、保安規定を変更するというタイミングで同じような解析をするんだらうなというふうに思っています。なので、ここは逆に
1:20:24	他事業部に倣ってというよりは、埋設が先行して検討してくださいというところかと思ってます。
1:20:31	日本原燃埋設フルタです。コサクさんのおっしゃる通り安全性向上評価の話も存じ上げてまして廃棄物管理のほうも一応先ほど申し上げた審査でも確認してございました。ただ先ほど菅生さんのご質問に対して対応しようと考えております。以上です。
1:20:48	はい、規制庁のすごいですしたらええとツーツーきまして、添付資料の2にちょっと移りたいんですけども、
1:20:59	32分の29ページですね。
1:21:13	当然かいい点も確かちょっとつって機器というかコメントさせていただいたと思うんですけど、この
1:21:21	通信連絡設備連絡手順の整備と安全避難通路については、今審査基準の14号の非常の場合に講ずべき措置のみに規定されているんですが、
1:21:37	これは15号の
1:21:41	設計想定事象に係る保全に関する措置のほうにも関係してくるんじゃないかと思うんですけども、これは、
1:21:52	前回の指摘踏まえて、
1:21:56	当変更する必要がないというふうに判断されたってということでしょうか。
1:22:09	日本原燃マエダ申してございます。当心をここにつきましては、また14孔のほうメインと考えておりましたって注5項の所ろう。
1:22:24	にもちょっと
1:22:26	何といいますか、ちょっと認識が合ってなかったので、追加することを検討したいと思います。以上です。
1:22:37	規制庁のすごいさんの
1:22:40	今回通信連絡手順の整備で異常等で等で議場だけじゃなくてその前から対応するためのものっていうふうになってるんで。
1:22:54	非常の場合のみではなくて
1:22:58	15号のほうにも関連づけするっていうお話だったので、
1:23:02	そのようにしていただければと思います。

1:23:05	抵当門二つここであってですね。
1:23:12	今通信連絡手順の整備等、安全避難通路を
1:23:18	この火災発生と自然災害の発生の体制の整備の次に規定してるんですけども、
1:23:27	前回は確か 55 条の後に 55 条の 2 と 3 として規定してたと思ってまして、
1:23:37	伊藤。
1:23:40	この規定する場所をこっちにした何か理由はある意味でしょうか。
1:23:47	日本原燃埋設のフルタです。まずですね火災とか自然事象のあったというよりはですね、異常等で異常に至る恐れがあるケースも含めて、
1:23:59	常磐先ほどの業務に記載させていただいてますので、そういう意味で、以上の前というところに条文を移動させていただいた案を御提示させていただきました。
1:24:11	でまああのた事業再処理酸濃縮さんのところと思うんですねちょっと確認させていただきまして若干その位置が違うのはですね、最初に 3 とか濃縮さんのほうでは設計基準事故、
1:24:27	に至る恐れがあるということでその設計基準事故の手前と。
1:24:32	ことになってますんで、埋設は当然そのような事故ございませんので、異常時というところで注釈出させていただいて異常時に至る恐れがあるという形になるんになっているので、ちょっと最初に 3 濃縮さんと
1:24:47	位置としては、異なりますけど、そういった場所に移動させていただいたということです。端的に言うと異常のいわゆるので机上の前に書かせていただいたと、そういった回答になります。以上です。
1:25:04	規制庁の素子です
1:25:07	今の御説明はあれですかね、非常灯っていう定義をこのコメントでええとこで経費しないとそのあとの 12 とか 5354 条とか、そこら辺で異常等が使えないっていうそういう理解ですか。
1:25:26	ちょっと違います。
1:25:28	日本原燃埋設のフルタです。
1:25:31	違うってですね、前回のご意見いただいたところも踏まえまして以上の前のケースもあるということを再認識いたしましたので、異常等ということで、以上の前も含めた記載としてここで掲示させていただいたというだけですね、
1:25:48	でして、その後ろであの定義が使えないからということではございません。
1:25:59	規制庁のすごいですよ。
1:26:03	考えはわかりましたので。
1:26:05	一方で、

1:26:08	体制の整備
1:26:11	そしては以上の前から8もあるんで、この火災等の自然災害等は50条の23で、
1:26:21	1かなと思ってるんですけど。
1:26:26	通信連絡安全避難通路で
1:26:29	非常用機器の整備の一つの固まりとしてはそちらにファイル
1:26:38	4が真ん中にしっくりはくるんですけども、
1:26:43	ここはそれでも前に出したい。
1:26:47	っていうお考えでしょうか。
1:26:52	日本原燃埋設のフルタです。
1:26:55	単に整理論
1:26:57	だというふうに認識してまして、先ほど言った以上の前から順番にやることを並べているということです。
1:27:07	記載場所が変わってもやることは一緒なんですけど整理論的に今の場所が適切かなということで、我々の中で今回あの場所を変えた案を提示させていただいたという形になります。
1:27:27	規制庁コサクです。
1:27:30	整理論というのであれば、事業。
1:27:34	完成高も考えていただいたらいいと思うんですね。
1:27:41	立ち行でどうなってるかっていう等を前回話を聞いたところだと
1:27:50	通信連絡なり非常／安全避難通路等といったものについては以上の前の状況等々異常と。
1:28:01	うん非常時といったことを全体を通じての規定なので、むしろまとめて後ろ側に書いてます。
1:28:08	いうことだったと思うんですけど、その意味では以上の前の話は以上の前にかけます。以上かけます。両方を通じたものを一緒にかけますっていう考え整合していくことは可能だと思うんですけど。
1:28:27	何て書いたんですかね。
1:28:33	日本原燃埋設のフルタです。
1:28:36	先ほどご説明した通りの時系列、
1:28:41	そういったところを頂部の並びを考えてましたので、当然他施設との制度の話でもご相談させていただいて、記載しましたけど言いましたコサクさんの言われた通りの整理の仕方もあるかと思っておりますのでちょっと
1:29:01	記載順も含めてですね、現場復帰齋場もですねちょっと検討させていただきたいと思えます。

1:29:08	はい、規制庁不足です。少なくとも避難通路とかはですね、成功を買ったほうが構成の考え方っていうのが他事業と変わっちゃうので、もうちょっと
1:29:22	文意
1:29:24	ツガネの下部規定は同じ体系でつくられると思うんで、その根拠になる保安規定が体系がずれてるっていうのは理解しづらいかと思いますんで整理してください。その上で、その前の方ですね、50条の23Cと
1:29:40	日本に3ですかについてどこで書こうかといったことが他事業はもう少し前のところに書いてあるということに対して、前施設は以上の直前に書くと、
1:29:57	いうところが現状違っていると。
1:30:00	いうことで、
1:30:03	このあたりも
1:30:07	別に整合図っていいんじゃないのっていう気はするんですか。
1:30:14	ここにあれですね、埋設の場合は、下部規定が異常非常時対策要領ということで、非常時の一系等、
1:30:29	異常時に非常時の規定と一体としてっていうことなので、その意味では本件も同じ場所の方がっていうことのような気もするんですけど、そういう認識でいればいいんですかね。
1:30:43	日本原燃埋設の増えたり、まず一つ今拡散による言われる通り一つあると思います。後ですね埋設の事業をとの違いいいますか再処理酸濃縮さんのほうはですね運転操作が本件側の町の中に、以上という形の記載が会見
1:31:02	そのあとに続く机上という形になってるんですけど、埋設のほうはですねその運転側のといった注い多少構成になってございません。これは
1:31:16	埋設事業の特性かと思えますけどそういったちょっと違いがございますので、我々の整理としてはさっき1条の中にもともと以上。
1:31:27	という形のところも含めて記載してたところもありますので、全体見たところに日見たところ非常時の損傷に書くのがいいかなというふうに整理した次第でございます。ちょっとそういった先ほどの文書の整理の話もございますけど。
1:31:43	だからもともと7の事業の違いで所相の先ほどの異常時の措置というところの記載の箇所の違いとかそういったところもありまして、こういう整理にさせていただきます。以上です。
1:31:57	はい、規制庁直ですごくありました
1:32:00	そうですね最初李なりの審査もあるんですかね。
1:32:08	検査制度改正に伴う特性ませんけど、非常時設計想定事象というのがそれぞれどういう関係にあって、どこに規定したからいいのかと。

1:32:20	いうことは大分議論をさせていただいたところがありますので、今ご説明あったところはその点では、運転の中でも非常に言うところのアンケートというのでは他をやっているけれどもつないだのかなり理解できる場所ではあります。
1:32:36	そういう意味ではこれも事業を完成後のほうの添付資料3にですね。そういったことを書いていただいて、
1:32:46	場所は違うけどもそういった関係で場所が違うように規定施設内容としては、
1:32:53	一体となって運用できるように定めていきますと、何か言葉わかるようにしたいと思っていただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:33:04	はい、日本原燃埋設フルタ血症しました。
1:33:12	町のすごい差とそれから今のところでもう一つありまして、
1:33:18	この異常等の注意書きというか定義ですけれども、
1:33:23	この規定において非常灯退場及び埋設施設に影響を及ぼす可能性のある自然災害を言うようになってですね、
1:33:34	他の事業だと、まああの設計基準事故等っていう定義づけがされて設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される現象及びっていうような
1:33:50	その位以上とかであれば、以上とその前に想定される事象っていうような形で表現されてるんですけども、ここを他の施設等と若干表現変えている何か理由はあるんでしょうか。
1:34:09	日本原燃埋設のフルタです。
1:34:12	ご質問のところはこちらでもちょっと悩んだところではございますですね我々位以上に至ると会計もいいんですけど、あまり説明になってないと思うのが最終精算とかであれば、運転操作側である程度異常時の措置という形で、
1:34:31	以上の説明がですねしっかりされているという形で多分保安規定記載されているという認識です埋設は先ほども御説明した通りですね設計基準事故もないですし、異常に対してですね、運転操作で何か。
1:34:47	書いてあるということもないので、ある程度ここで説明としてですね、谷状に至るというだけじゃなくてですね、もうちょっと具体的に書こうかなというところを考えた上でですね、その前段にあと自然事象とか火災の話もあるということで、そういったところを含めた記載にして書かせていただいたというふうに
1:35:06	また来ていただいたという次第でございます。
1:35:09	特段これに強い意味合いがあるといったものではないですけど、ちょっと具体的に書いたと伺った施設の記載を含めて、踏まえた上で、
1:35:20	埋設としてもうちょっと詳しく書こうということで、記載をちょっと追記させていただいたという形になります。以上です。
1:35:28	規制庁の過ごす表現に苦労されたということはわかりましたので。



1:35:35	今、今の書きぶりだと上棟埋設施設に影響を及ぼ可能性の自然災害で後ろに1棟がついてるんで。
1:35:45	あれなんですけれども、
1:35:46	そうすると何かもう以上そのものと、
1:35:50	デマチ設備災害影響を及ぼす可能性のある自然災害が起きた時の
1:35:56	手順で、そしてその時に通信連絡設備使うっていうようなふうにも読めてしまって、逆に何か中身が、その間がこっから言ってるようにもちょっと思えてしまってますね、
1:36:15	端的に言うとはぼ一緒じゃないかなと思ったんですがいかがですか。
1:36:24	日本原燃埋設のフルタリスクちょっと記載ぶりを掛け替えた理由としては先ほど申し上げた通りなんですけど、ちょっとおっしゃることもあの方のご理解が2回行ってきますので、ちょっとこれは他施設の記載の設計基準事故という違いがございますけど、それと会うか。
1:36:44	80 抜けた抜けたというか漏れたフェーズがないような形の記載をさせていただく方向性で考えたいと思います以上です。
1:36:54	規制庁コサクですと都合がそういったところで申し訳ないんですけど、何が抜けてどういう集合体を入れるということなのかを整理いただいたほうが良くてですね。
1:37:11	そこが
1:37:13	他事業妥当設計想定事象というのがあったりして設計想定事象って何ですかとかってということの中に基準事故も、
1:37:22	あったりってところで言葉が整理をされているんだと思いますね。一方で、埋設の場合は設計想定事象ということではなくて、
1:37:38	全般的に反映埋設施設についての管理をする上で、自然災害等にも対応されるしか債務解消されると。
1:37:46	いうこと等で規定されてますので、若干タジリ量に比べると前広感のある規定になっているということだと思っんですね、その前広部分を呼び込んでいることによって、一連対応するよということがわかるのであれば、それでもいいんですけど、
1:38:06	するんですね、素子が間が国家に抜けてるような感じがするということがどうということなのかちょっと私も理解し切れないのであれなんですけど、その点がカバーできていれば、
1:38:20	他事業と言葉を合わせるということではなくてもいいのかと少なくともあることを合わせられない言葉を使ったりするので、
1:38:27	もう

1:38:29	精査をしてすぐ精査状況をお伝えいただければとは思いますがdと言っていたのが現状だとですね、自然災害等って書いてあるんですけど。
1:38:41	今回改正しようと思っている第9章、
1:38:47	の第1節が火災及び自然災害等っていうことになっているので、自然災害等の中には自然災害等の頭の中には、火災は入らないというふうにも読めるので、もし現状の書きぶりをするのであれば火災を明示していただいと。
1:39:07	ということかなと思いますね。その上で全般的に読み、
1:39:13	対象がわかるように精査いただければということです。
1:39:19	そこで何か。
1:39:20	追加でいえることであります。
1:39:26	町の素子ですすいませんなんかポツ仮ってというのが1つという話だったじゃ、単に及ぼす可能性のある事象がまず起きますと、そのときに使いますと、
1:39:40	該当まあ
1:39:43	その時等で実際には以上になるまでには、
1:39:50	フェーズとしてはちょっと何かあるはずなんですけど何か今の書きぶりだとちょうどその移行する段階は何か使っていないように、何か思えるようにも見えるかなとちょっと思っただけですいません。はい。
1:40:05	日本旅行原文赤ごめんなさい規制庁コサクですけどそれでいうと、営業及ぼす可能性はあるけどまだおよぼしていないというフェーズと及ぼす可能性がある事象が起きて実際に影響をおよぼしたけど以上までは言えないと。
1:40:20	いうものがありうるってことですか。そうです。規制庁の水素、そういう可能性もあるんで、先ほどコサクさんがちょっと言ったように、その全部の対象がちゃんと入るような表現であれば、全然構わないです
1:40:37	ちょっとそういうふうにも読め私って話がいれば、そういうふうにも読めてしまうかなと思ってちょっと気にした次第です。はい。
1:40:45	規制庁コサクですもありましたその点で言うと、現に文章としては精査いただければとは思いますが、例えば異常等には、火災及び自然災害等を影響を及ぼすってのがあっていいんですけど。
1:41:01	火線審査会等を含むとかっていうようなぐらいで、その手前までやりますよ。
1:41:09	含めてますよってことをわかりになれば、
1:41:12	一応規定として、
1:41:14	対応できるのかなと思いますので、あとと思っ程度明確にしていくかっていうことで現在検討いただければと思います。
1:41:22	よろしいですか。
1:41:24	日本原燃埋設のフルタです。

1:41:26	承知しました。ちょっともう一度他施設のその記載に例えばこちらで可能性のあるとか言っているところが再処理とかであれば、至るまでの間にとかいう形で調査されているといった記載もありますので、そういったところも踏まえながら先ほどコサクさんの方から
1:41:43	あんいただいたところも含めてですねちょっとこの記載のほうはあまり変化して、先ほど過ごされたところカバーできるようにしたいと思います以上です。
1:41:55	規制庁の菅生です。したらピットちょっとツーツーいて、
1:42:02	添付資料 3 にちょっと言っていたいて、
1:42:07	3-6 ページをお願いします。
1:42:19	えっとですね、その下のこの日本 16 条の線量当量等の測定の第 3 項ですかね。
1:42:32	管理課長もわつとして管理区域における線量当量を
1:42:39	提示管理出入り管理設備の表示盤表示するっていう規定があって、またとしてその汚染の恐れのない区域以外の管理区域を設定する場合にはっていうふうに規定が
1:42:57	分かれているんですけども、
1:42:59	江藤です。
1:43:01	施設を見てもですね汚染の恐れのない区域外の管理区域設定する場合っていうふうにわざわざ分けて書いてないんで、前回
1:43:14	そういうのを汚染の恐れのない区域。
1:43:19	続いて、そのまま空気中の放射性物質とかはからないっていうことであれば、表示としてはバーツとかにしておけばいいんじゃないかっていう話もさせてもらったと思うんですけど、決算を
1:43:33	ヘッドの前のほう前に濃縮施設の方とか、多分
1:43:40	当運用までちょっと私もわかんないですけど測る対象とかは基本的には、
1:43:45	管理、汚染の恐れのない管理区域と汚染の恐れのない管理区域区域以外の管理区域どちらも図るってしてて、片方は線量だけで線量当量だけで片方は線量当量以外の濃度ををはかりますとかってやることをしてるんで。
1:44:04	それではわざわざこの埋設だけ分ける必要はないんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
1:44:13	日本原燃埋設のフルタです。おっしゃる通りなんですが一応ここで書き分けた理由としては基本的に埋設
1:44:22	通常の汚染の恐れのない管理区域しかないということがあって、
1:44:28	そういう書き分けを表していると書いてあることはですねオオイシ、市長さんおっしゃった通り横形合わせた形で書いたとしてもそういう対応はするんだとは

	思いますけどそこは通常の汚染の恐れのない管理区域しかないという状態をかながみてわざわざ具体的に明確に書かせていただいて書き分け
1:44:48	いただいたという次第でございます。それ以上、特にありませんのでおっしゃる通りですね、同じように書いたところで、必要などころ測る必要な対象物を図るということは一緒かと思っております。
1:45:04	許可のほうにもこの三つですね、3. 会計ものと思います。
1:45:10	一般規制庁のそういう先ほど来から話してます通り施設の特徴があるんでっていう話で、記載変えるんだっていうことであります。やっぱ整合性のところにもですね今整合してるとしか書いてないんで。
1:45:28	なんでこういうふうに大光で違う対応するのかとか、変えるのであれば、ちょっとその説明も入れていただきたいと思います。
1:45:38	日本原燃埋設のフルタで承知しました。
1:45:44	規制庁の十河です。
1:45:48	肥後銀行の次の7ページに行ってください、
1:45:54	火災発生時の体制の整備なんですけれども、これもちょっと前回のヒアリングのときに、
1:46:05	その再処理とか趣旨。
1:46:07	管理では、その計画承認する場合再処理安全委員会に諮問するっていう話があって、
1:46:17	今口頭での説明で
1:46:21	埋設のほうは計画じゃなくて、文章廃棄物埋設室以上非常時対策要領として定めるんで、これに定めるということは他の条文のほうでちゃんとする安全委員会まで諮問するっていうのがわかるっていうふうに
1:46:38	聞いたんですけど、そのちゃんと施設間の違いについても整合性等に説明をするようにっていう指摘をしたと思うんですが、今回それは記載されていないんで、これもちょっと、ちょっと説明をいただければと思います。
1:46:57	4円デマチフルタです。説明書きのほうを記載させていただきます。
1:47:03	はい、原子力規制庁の十河です。それから
1:47:07	今の火災発生時の体制の整備の
1:47:11	埋設理由等、3第3項ですね、事業部長ワークとして、
1:47:18	埋設技術課長に前項の活動の結果を評価させている規定があるんですが、
1:47:25	再処理とか、
1:47:28	管理見ると、埋設できる埋設技術課長がする業務として、その防災業務課長はとして前項の活動の結果を取りまとめ定期的に評価して、
1:47:43	営業課長に報告するとなって

1:47:46	防災業務課長の業務として、きちんと規定されてるんですけども、
1:47:53	結構、ちょっとこの表見というか、違う。
1:47:57	入っている理由はあるんでしょうか。
1:48:10	日本原燃埋設のフルタです。
1:48:16	今の3項の記載はですね一番濃縮の記載と合っている形になってございます。
1:48:23	で、あとはですね、
1:48:26	火災等自然災害の所先ほど非常非常時の措置の支障に書いてございますけど、そちらの集合をとかですねここはもう
1:48:38	あと、
1:48:40	やっぱり説明するの難しいところなんですけど手法、事業部長はというところがメインになっているところもございまして、こういった評価させるといったところをですねちょっと事業部長手法にしてたりとかですね、そういった
1:48:53	記載はしてます。ただちょっとおっしゃる通りなかなか
1:48:57	説明がなぜ横並びという観点では難しいのかなと思いますので、おっしゃる通り主語として誰それがするという形も含めてちょっと検討いたしたいと思います。
1:49:15	原子力規制庁のすぐお手数は日よろしくお願ひします整理のほうですね。
1:49:22	規制庁コサクです。
1:49:25	まず行間整合を図るのは難しいっていうの多分、再処理事業部等を濃縮事業部が違っているの、の米として事業所外一体である濃縮側についていうこと等だと思うんですけど。
1:49:44	濃縮も含めてですね、全般的にまだ新基準適合の工事中であって、最終段での保安規定変更っていうのはまだ残っているの、先ほど定期的な評価については、埋設が先行してっていう話もしましたように、
1:50:06	もしその事業間でまだ整合しきれてないところがあるということであれば、埋設の整理をして、それを準じほかの事業の設工認を踏まえた保安規定変更といったところで追従はかるっていうことも可能ですので、
1:50:25	ほかにならない程度を検討して整理をいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。
1:50:32	日本原燃埋設フルタです。ありがとうございます承知しました。
1:50:39	規制庁の菅生です。
1:50:43	実際、連結にいただいた資料への私からのコメントは以上ですが、
1:50:50	ほかコメントありましたら、お願ひします。
1:51:04	よろしいでしょうか。

1:51:06	来たり、
1:51:09	日本原燃の方から何かあれば、
1:51:13	発言とかお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
1:51:18	日本原燃の埋設のフルタです。
1:51:21	御指摘いただいた内容については
1:51:24	以上なんですけどちょっと確認したいことがございまして、ちょっとマエダのヒアリング必要かもしれませんが、
1:51:33	ウェット補正するに当たって申請書に添付する比較表のづき意識をどうしようかという所ご相談させてくださいというのはですね、補正書のときにですね比較表のつくり方というのが二つあると思ってございまして一つは補正の前後。
1:51:52	今当初申請した申請書からどう変わったかという補正の前後の形の比較表がよいのか、それともですね、補正ですにあたって沈下の法案聞けるよう現状版の保安規定と補正後の最終形の比較表の形がいいのかっていうところですね、御確認させていただきたいと思いました。
1:52:12	我々としてはですね当金庫と再集計の要は補正後の形の比較表のほうが見やすいのかなというふうに考えてますがその点差し支えありませんでしょうか。
1:52:29	原子力規制庁の蘇武です。
1:52:33	3 処理とかで最終的な補正申請書がどうなってるのか確認していただければと思うんですけれども、再処理は一見項の規定等、変更後の新旧対照表として、
1:52:49	補正をしています。はい。
1:52:54	埋設日本原燃埋設のフルタベースの再処理のほうの確認させていただいてみればご質問させていただきまして、新規制の時にですかね。
1:53:04	変更前後補正時の確認させていただいたところ、その通り。
1:53:08	近隣加東最終形になってございましたのでちょっとそういう形でさせていただきたいと思います。
1:53:13	あと、ちょっともう1点よろしいでしょうか。
1:53:19	ちょっとやり残ってるんであろうということも想定しながらで大変恐縮なんですけど、申請書の理由のほうをもうちょっと充実したいというふうに考えてございます。これ本立てそのものではなくて申請書の最後ですね。
1:53:39	ちょっと画面表示しますので、
1:53:51	作って、
1:53:53	でまああの、補正書の中身はいつも通りつくりますので、来る予定で今画面表示するところに補正の理由であったりとか、次のページになるとですね、まああの

1:54:07	比較表の内容を
1:54:11	ありとしているといいますか記載している。
1:54:20	ちょっと画面すいません切り換えます。
1:54:25	こういった形に今画面に映して応募いただいてますけど変更の理由をちょっと羅列させていただいております。ちょっとこういった形の内容を
1:54:36	記載させていただきたいと思ってまして、
1:54:40	例えばバックの話であったりとか廃棄体の変更から始まってWACの話であったりとかですね、ずっとスクロールしていきますと、袋の構成の話とか変更箇所を並べるような形のイメージを考えてございます。
1:54:57	この並行流大間申請書のほうに、
1:55:04	反映するような形でこういった理由を考えてございます。
1:55:10	ちょっとここまでいちいち説明する、するのはちょっと省略させていただきますけど、この辺何かご意見あればと思います。続いてページ、
1:55:22	一応最後記載の適正化といったものの項目も書かせていただいております。
1:55:31	もしこの辺
1:55:33	内容についてですね、ご意見ございましたらよろしく願います。
1:55:41	規制庁の蘇武です。7月15日の当初申請の際4個の2ポツの変更の理由について
1:55:51	理由でこう記載してた内容は、
1:55:55	要はこれ、事業変更許可
1:55:58	きっと
1:55:59	出んと変更した事項を羅列をされてたんで。
1:56:05	次の補正の際にはしっかりとその保安規定何を変更するのかっていう目標をちゃんとこの2ポツの変更の理由に記載するっていうそういう理解でよろしいですか。
1:56:22	日本原燃埋設のフルタです。おっしゃる通り今ちょっと表示させていただいてます変更の内容理由といったところをですね、補正書のほうに落とし込む形で判断したいと思います記載の程度もこの程度かなというふうに考えてございます。
1:57:12	規制庁のすごい作業。
1:57:17	変更の事故が
1:57:20	問い今ひとつ一つ過去に出て来ないんで、
1:57:25	ちゃんと網羅されてれば、
1:57:28	構わないと思うんですけども、
1:57:32	コサク参考、ここに何かご意見とかありますか。

1:57:39	きちよコサクです。
1:57:42	あまり建材なんですけど。
1:57:45	基本的にはの再処理なりでやっている対応と同じようにされるということのよう なので、
1:57:54	記載漏れのないように整理していただいたらと思いますね。
1:58:01	御説明いただいたところだとそのくらいなんですけど、ちょっと追加で申し上げ ると、
1:58:10	保安規定の変更。
1:58:12	経営どうしても変更事項の申請になるので、部分的なものしかなくてですね、 先ほどの管理区域の区分の話だとその前に標識っていうのが見えなくて、
1:58:29	全体像がよくわからないみたいなきがあって、もう事業者の中では元本
1:58:37	整理して規程類として運用されてると思うんですけど。
1:58:42	多分そういった情報もあわせて、
1:58:46	提示いただくと、我々が今後ですね、オウミ事業者の運用なり今後変更すると いった時にどの条文をどういうふうに、他の条文との関係は、
1:58:57	いうことについてもコミュニケーションよく話ができるかなと思って申請書そのも のではないんですけど、その時に参考資料として、
1:59:10	そういつて出していただければですね、というようなことはできないかなあという ふうに思って。
1:59:17	ています。そうかな、何かの折にお越しちょこちょこそういう話してるんですけ ど、その辺り何かお考えになっていることと違ってありますか。
1:59:31	日本原燃埋設のフルタです。
1:59:34	ちょっと確認させていただきたいのは、今おっしゃったのは、申請者と分けて常 に
1:59:40	位置付けで申請書の一部だけではなくてとおっしゃってるのか、申請書の一部 として当社っていうのかというどちらでしょう。
1:59:52	結局則です。どちらでも構わないんですけど、
1:59:57	先日の濃縮のほうは、高経年化の保安規定変更によっても審査基準で
2:00:07	技術評価書の店舗を求められているということで、添付資料ばついてきたり と、
2:00:13	いうこともあるので、2に参考資料フィードバックされてもおかしくはないかなと 思いますし、申請にあたって、同時に、参考に見てくださいということで訂正が されるということでも、
2:00:31	別に構わないと思うんですけど。
2:00:35	いかがでしょうか。



2:00:45	日本原燃埋設のフルタです。冒頭おっしゃった通り当然社内では元本として規定類整備していくので、前年出せる状態ではございます。ちょっと大分出し方についてはまた事務局と調整させていただいた上で対応させていただきたいと思っております。以上です。
2:01:05	はい、規制庁策です。よろしく申し上げます。私から申し上げたいことが、
2:01:14	規制庁の菅生です。その他原燃から、
2:01:18	なんか、
2:01:20	説明とかありますでしょうか。
2:01:26	日本原燃埋設のフルタです。
2:01:29	今後の予定につきましてはまたちょっと東京支社と規制庁の議事務局の方と調整させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。
2:01:40	規制庁の菅生です。今日のヒアリングの中でも、
2:01:46	経営の計画等もあって、前んねん中であまり時間がないかもしれないんですけども、しっかりその化施設とかの整合とか、
2:01:58	ます。
2:02:00	埋設施設の特徴を踏まえると整合しないっていうものであればそういう理由をしっかりと書くとかですね、もう少し精度を高めて欲しいっていう話があったと思うんですけども、
2:02:16	今のところそういうしっかりした上で、資料の提示っていうのがいつぐらいになりそうかって言うのは、この場で言えますでしょうか。
2:02:29	少々お待ちください。
2:02:44	はい。日本原燃埋設のフルタです。ちょっと今日コメントいただいたりですね資料の修正をですね企業までには行いたいと考えております。
2:03:00	規制庁の菅生です。今日は水曜日ですね、浅く明後日期生とコサクですけど、それでちゃんとチェックできますか、QMSとしてそんな
2:03:13	チェック
2:03:15	の作業時間、
2:03:17	ないような気がするんですけど大丈夫ですかね。
2:03:20	我々としてはちゃんとけりをつけていただかないとにとって三田で待つっていうのはおつき合いしかねるので、
2:03:28	しっかりとやっていただきたいんです。
2:03:31	ですよね。
2:03:34	日本原燃埋設のフルタです。一応目標としては企業で頑張りたいと思っております。すみませんチェックも含めてですね、対応したいというふうには考えてございます。

2:03:44	また後程、先ほど申し上げた通り東京支社からですねまたその辺のところを精査してですね、進めさせていただきたいと思います。
2:03:55	はい、規制庁コサクです。作業はですね州内で頑張るのはそれをそうだろうなと思うんですけど、事業完成後でそう一旦なりですね整理することもありますので、その議論時間っていうのはそれなりにタイムラグがあるものですから、
2:04:14	さらに長拙速だと思しますのでさらに電力性を受けてのレビューってこともあると思いますので、その点よく相談してですね、
2:04:29	もう一度パスというようなことがないようにしっかりと
2:04:32	常に詰めてくると。
2:04:35	いう姿勢を見せていただきたいと思う姿勢というかですね結果を見せていただきたいと思います。
2:04:43	なので、少なくとも種週末作業するということではないですけど、
2:04:50	頭をリセットして考えるとやっぱりこうだったみたいなことはよくあるので。週明け
2:04:56	考えて当するかというぐらいはもう時間をとっていただきたいと思いますまあ何てそういった計画を、この後立てて、具体的によってその計画が電力線のかとかも含めてですね、それのできるなど。
2:05:15	というような電力迫り、他事業部と。
2:05:19	いうことも含めてできるなという計画は成立されたらご連絡いただいて来週のスケジュールと、
2:05:28	いったことを相談できるようになればというふうに思ってます。よろしく願います。
2:05:34	日本原燃埋設のフルタです。承知しました。ありがとうございます。
2:05:40	規制庁の菅生です。それでは、ちょっと今日したコメント振り替えてもらってもよろしいですか。
2:05:55	日本原燃東京支社のクマガイです。本日いただいたコメントにつきまして、載せさせていただきたいと思います。
2:06:03	まず一部廃棄体のバックに関して、コメントいただいております、別記2の(6)のセメント課題におけるの部分を削除するとともに、(1)の固型化材料に限定した形になることがわかるようにしてというコメントでございました。
2:06:21	それからの別紙のスケール拡大事案カーボン事業に対するスケールリングファクター適用時の話ですけども、この別表2の脚注の米印の記載かを記載について適正化を
2:06:36	求めるコメントがございました基準が明確となるよと。
2:06:42	それから添付資料1につきまして鋭意コメントいただいています。

2:06:47	第 8 条の職務に関して、A-5 ページでございますが、最初にその資料も見て技術的能力に関する体制について、a. 資料のほうに追加するというのを
2:07:05	いただいています。
2:07:06	それから、杭分の表示につきまして鋭意 70 分の 23 ページでございますけれども、全員が他事業部との
2:07:18	違いについて、運用の違い等でございますけれども許可上の手当ですとか、実需実技を踏まえまして、添付資料 1 の線量説明欄にその際の理由について通知するというのもございます。
2:07:35	それから、当検討資料 3-5 ページについて、区域分類について鋭意また事業部との相違の理由が書かれてないということで、少し制度構えという、厳しいご指摘をいただいております。
2:07:51	所として少し時成功について、取り組みをいう。
2:07:57	コメントをいただいております。
2:07:59	それから、同じく添付資料 1 の経緯 70 分の 28 ページでございますけれども、景気的評価に関して比例待とうに関する定期的評価等々ということで、事業規則 19 条の 2 との間の差異をはかってまで来てるか判りということで、
2:08:19	コメントいただきます。
2:08:21	それから、古い添付資料 2 の 32 分の 25 ページでございますけれども、第 50 条の 4、それから第 50 条のほうにつきまして、現状の第 15 注 4 号のほうに入ってますが、15 校に入れるということでいただいております。
2:08:42	それから、第 50 条の 4 号につきましては、電力その火災の自然発生自然事象発生後つっぺに書いてますが、以上というのも、全体に書いてるところその後ろのほうに追っていくことの
2:08:58	検討も含めて少し事業可能性も図るよというコメントをいただいているとともに、添付資料 3 のところに、その差異について明確に書けということもいただきます。
2:09:11	それから、異常等の点につきまして、何が抜けているかですとか、最初の全部が分かるようにその定義を明確化すると、火災も読めるように、下階自然災害等各部お願いしたいとしたらどうかというコメントをいただいております。
2:09:30	それから無形と添付資料 3-6 ページで、第 46 条幾つ線量測定に関しまして、施設の特徴を踏まえて、
2:09:41	事業ごとの差異について整合性等の欄の部分に説明を加えるというコメントをいただいております。
2:09:51	それから添付資料 3-7 ページ目に第 50 条に火災発生巡回者のセーフに関して、

2:09:58	家再発時の保全活動の評価について、いう主語援助事業部長になってますが、
2:10:10	ちょっと検討した上で、現状の趣旨とあわせてますが、埋設のほうで
2:10:17	相手もよいと、そういったコメントをいただいております。ちらに対するコメントは以上と認識しております。
2:10:36	規制庁のすごいです。
2:10:43	関係であれですね、ちょっと根本あれですね、ちょっと抜けてたなあと思ったのが、
2:10:51	設定されて、
2:10:54	生きないのが1回とはいっても発生しているが平均放射能濃度が設定されていないということについて、
2:11:02	誰が設定してるのかっていうことでこのされてないっていう表現が非よいかどうかかっていうことをちょっと整理しますしてくださいっていうコメントがあったかと思えますそれから、
2:11:14	名売っているその廃棄体について、
2:11:18	この
2:11:21	※を打ってるものについては、
2:11:24	ちゃんと受け入れないんだっていうことを
2:11:27	今どっかで明記すべきではないかっていうコメントもしてたと思いますね。
2:11:35	よろしいですか。他、ちょっと気づいた点とかあれば、
2:11:40	していただければと思いますがよろしいでしょうか。
2:11:50	よろしければですね後、ちょっとコメントリストを今回もつけていただいているんですけども、ちょっと整理するときですね、我々ヒアリングの場合では
2:12:03	どちらかっていうと事実確認をさせていただいて、その回答に対して、
2:12:10	ちゃんと整理してくださいっていうような
2:12:15	基本的にはそういうコメントさせてもらってると思うんですけど、ちょっとコメント等を整理する際には、そうそういうようなちょっとコメントの進み方にちょっと整理してもらっていいですかね、ちゃんと整理することみたいなですね、そういうふう
2:12:32	していただければと思いますがよろしいですか。
2:12:36	日本原燃埋設承知しました。
2:12:39	はい。
2:12:40	規制庁のすごいその他よろしいでしょうか。
2:12:47	はい。いやよろしければ以上で本日のヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

2:12:56	ありがとうございました。
2:12:59	ありがとうございました。
2:13:05	はい。
2:13:07	マル
2:13:09	ある。
2:13:12	はい。
2:13:13	補足です。
2:13:16	はい。
2:13:18	はい。
2:13:22	いやでもソースターム重ねていけないからいいんじゃないかな水密 30 とか、